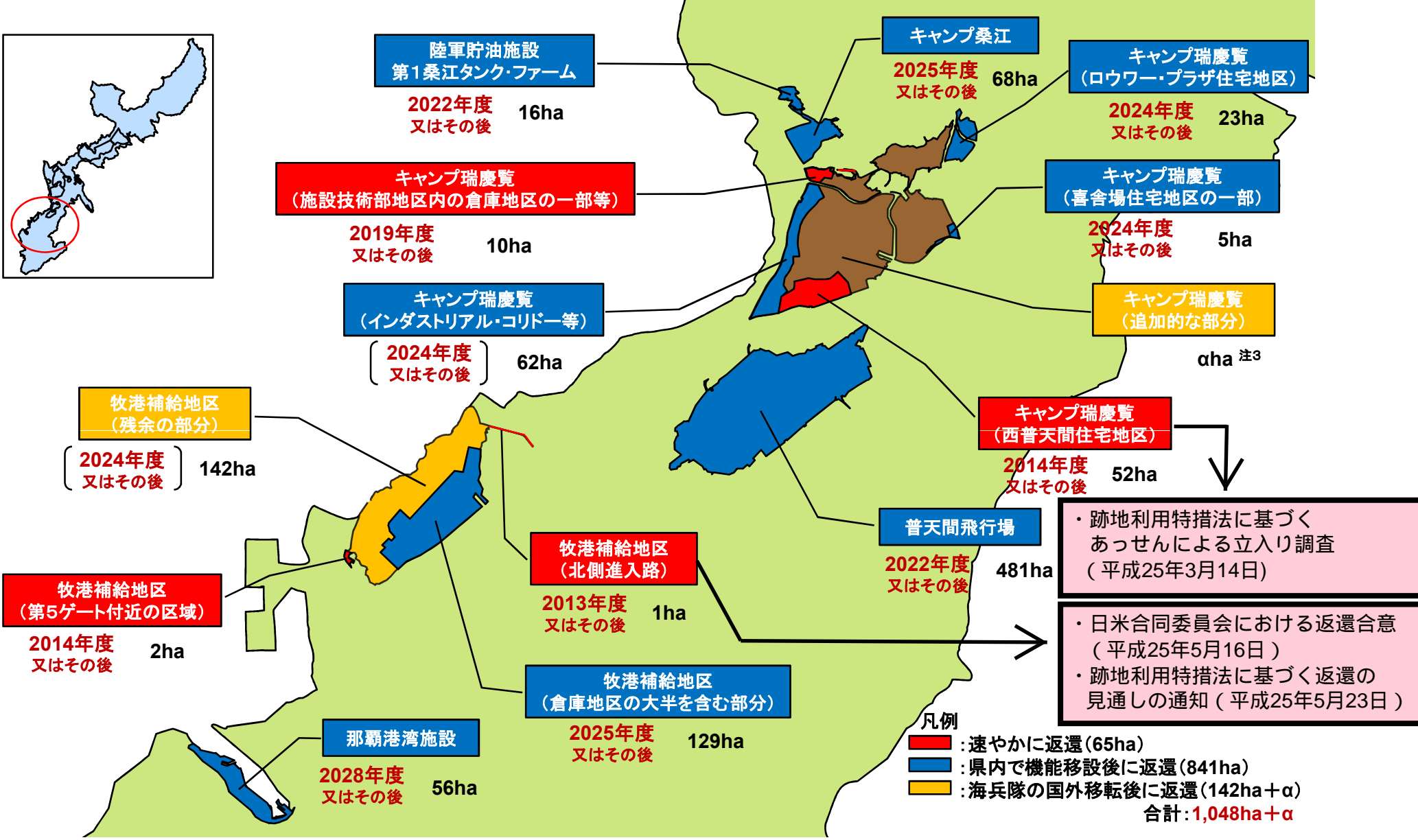
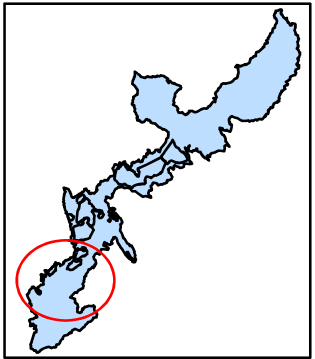


嘉手納飛行場以南の土地の返還等



・跡地利用特措法に基づく あっせんによる立入り調査 (平成25年3月14日)

・日米合同委員会における返還合意 (平成25年5月16日)

・跡地利用特措法に基づく返還の見通しの通知 (平成25年5月23日)

凡例

- 速やかに返還 (65ha)
- 県内で機能移設後に返還 (841ha)
- 海兵隊の国外移転後に返還 (142ha + α)

合計: 1,048ha + α

注1: 時期及び年は、日米両政府による必要な措置及び手続の完了後、特定の施設・区域が返還される時期に関する最善のケースの見込みである。これらの時期は、沖縄における移設を準備するための日本国政府の取組の進展、及び米海兵隊を日本国外の場所に移転するための米国政府の取組の進展といった要素に応じて遅延する場合がある。さらに、括弧が付された時期及び年度は、当該区域の返還条件に海兵隊の国外移転が含まれるものの、国外移転計画が決定されていないことから、海兵隊の国外移転に要する期間を考慮していない。従って、これらの区域の返還時期は、海兵隊の国外移転の進捗状況に応じて変更されることがある。

注2: 各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量等の結果に基づき、微修正されることがある。

注3: 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。